

◆ 介護保険料の改定を行いました ◆

■65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。町では、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を下表のとおり改定しました。

・保険料額の算出方法

$$\boxed{\text{3年間の介護保険事業に要する費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担率(21\%)}} \div \boxed{\text{65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額}}$$

この「基準額」をもとに、収入や所得に応じて介護保険料が決まります。

段階	対象者	年額 (月額)	基準額に 対する割合	
①第1段階	生活保護受給者	29,280円 (2,440円)	×0.50	
	市町村 民税 世帯 非課税者 で	老齢福祉年金※1を受給している方等	29,280円 (2,440円)	×0.50
前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額※2の合計額が80万円以下であり①に該当しない方等		40,992円 (3,416円)	×0.70	
前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円以下であり①・②に該当しない方等		43,920円 (3,660円)	×0.75	
①～③に該当しない方等		55,632円 (4,636円)	×0.95	
②第2段階	非市 課町 村民 税者 で	前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下であり①～④に該当しない方等	58,560円 (4,880円)	基準額
③特例 第3段階		①～⑤に該当しない方等		
④第3段階	市町村 民税 課税者 で 合計 所得 金額が	125万円未満の方等	67,344円 (5,612円)	×1.15
⑤特例 第4段階		125万円以上190万円未満の方等	73,200円 (6,100円)	×1.25
⑥第4段階		190万円以上400万円未満の方等	87,840円 (7,320円)	×1.50
⑦第5段階		400万円以上500万円未満の方等	102,480円 (8,540円)	×1.75
⑧第6段階		500万円以上600万円未満の方等	108,336円 (9,028円)	×1.85
⑨第7段階		600万円以上の方等	114,192円 (9,516円)	×1.95
⑩第8段階				
⑪第9段階				
⑫第10段階				

※1 明治44年4月1日以前に生まれた方又は大正5年4月1日以前に生まれ、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

■40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料

40歳から64歳までの方にも、介護保険事業に要する費用の29%を負担していただいております。健康保険税(料)と一体的に納めていただいております。

保険料額は、加入している健康保険ごとに算定方式が定められています。

税務課のお知らせ

町県民税の納付書の送付について

平成24年度の町県民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めていただく方に、6月6日付けで納税通知書を送付します。

納期限内であれば、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができます。納期限を過ぎ、延滞金が加算されることがないように、各納期限までに納付をお願いします。

【平成24年度の町県民税の主な改正点】

- | | |
|---|---|
| <p>① 扶養控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少扶養親族(扶養親族のうち16歳未満の方)に対する扶養控除(改正前は33万円)が廃止されます。 ・16歳～18歳の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円(改正前は45万円)となります。 | <p>② 町県民税の寄附金税額控除適用下限額の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税額控除の適用下限額(寄附金税額控除の対象外となる金額)が、5,000円から2,000円へ引き下げします。 |
|---|---|